

丹羽広域事務組合指定給水装置工事事業者の申請について

【提出書類】

1 指定の廃止、休止又は再開

- ①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書<<様式第6号>>
- ②丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者証(原本)
- ③給水装置工事主任技術者解任届出書<<様式第7号>>

“注意事項”

※丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者規程第7条第3項に基づき、廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、再開の日から10日以内に提出してください。

担 当 : 水道部管理課給水係
電 話 : 0587-95-3400
FAX : 0587-95-4941